

虐待防止のための指針

社会福祉法人豊浦福祉会

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者に関係のない行為をすること、又は利用者に関係のない行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当法人では、虐待防止に取り組むにあたり、下記の体制を整備する。

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催について

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会を設置する。委員会は、年に2回以上開催し、次のことを協議する。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(2) 虐待防止委員会の構成員及び担当者について

虐待防止委員会の虐待防止責任者は特別養護老人ホーム豊寿苑施設長とし、委員は各事業所より委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。又、各事業所に虐待防止担当者を設置する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員研修の実施について

虐待防止のための職員研修を年2回以上及び職員採用時に実施する。

(2) 研修内容について

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者もしくは虐待防止責任者、更には、市町村の担当窓口へ報告する。
- ② 虐待防止担当者もしくは虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、状況に応じて必要な措置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等の係る苦情解決方法に関する事項

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずる。

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ③ 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように事業所内に常に設置するとともに、法人のホームページにも公表する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。